

登校・登園・登室許可証（医療機関が記入）

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症

| ○印 | 病名 | 登校・登園・登室停止期間 |
|----|--------------------|---|
| 1 | 麻疹（はしか） | 解熱後、3日を経過するまで |
| 2 | 風疹（三日はしか） | 発疹が消失するまで |
| 3 | 水痘（水ぼうそう）・带状疱疹（※1） | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| 4 | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 5 | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 6 | 結核 | 医師の判断がでるまで（感染の恐れがないと認められていること） |
| 7 | アデノウイルス感染症（※2） | 主症状が消失した後2日を経過するまで |
| 8 | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主症状が消失した後2日を経過するまで |
| 9 | 流行性角結膜炎（はやり目） | 医師の判断がでるまで（感染の恐れがないと認められていること） |
| 10 | 急性出血性結膜炎 | 医師の判断がでるまで（感染の恐れがないと認められていること） |
| 11 | 腸管出血性大腸菌感染症（O157等） | 医師の判断がでるまで（感染の恐れがないと認められていること） |
| 12 | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師の判断がでるまで（感染の恐れがないと認められていること） |
| 13 | インフルエンザ（※3） | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（乳幼児は3日 ※4）を経過するまで |
| 14 | 新型コロナウイルス感染症（※3） | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（無症状の場合は検査日から5日を経過するまで） |

- ※1 第2種感染症の対象ではない。
- ※2 足立区医師会のご意見を基に、登校・登園・登室許可証を提出する対応となった（令和6年3月～）。
- ※3 保護者記入の「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届」の提出も認める。入院した、症状が重かった、呼吸器症状が続く、医師の指示があった等の場合は受診し、本紙「登校・登園・登室許可証」を提出する。
- ※4 乳幼児はウイルス排泄が長期に及ぶため、登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

（提出先） _____ 学校・園・学童室 _____ 年 _____ 組 氏名 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日から登校・登園・登室可能と判断します。

医療機関名 _____ 医師名 _____ 印 _____

----- 切り取り -----

登校・登園・登室届（保護者が記入）

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

医師から診断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

| ○印 | 病名 | 登校・登園・登室のめやす |
|----|----------------|----------------------------------|
| 1 | 溶連菌感染症 | 治療開始後24時間経過し、発熱がなく、全身状態が良いこと |
| 2 | 伝染性紅斑（りんご病） | 全身状態が良いこと |
| 3 | 手足口病 | 発熱がなく、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること |
| 4 | ヘルパンギーナ | 発熱がなく、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること |
| 5 | 感染性胃腸炎 | 発熱がなく、嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| 6 | RSウイルス感染症 | 症状が改善し全身状態が良いこと |
| 7 | マイコプラズマ肺炎（感染症） | 症状が改善し全身状態が良いこと |
| | | |

医師の判断を受け、必要とする場合に空欄部分に病名を記載して提出する。

（提出先） _____ 学校・園・学童室 _____ 年 _____ 組 氏名 _____

受診医療機関名 _____ 受診日 _____ 月 _____ 日、 _____ 月 _____ 日

_____ 月 _____ 日に集団生活が可能なお状態となりましたので、 _____ 月 _____ 日より登校・登園・登室を再開します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者名（自署） _____